

平成 29 年 1 2 月五島市議会定例会追加議案表

(平成 29 年 1 2 月 1 2 日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 157 号	五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	1
議案第 158 号	五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	11
議案第 159 号	五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について	13
議案第 160 号	平成 29 年度五島市一般会計補正予算 (第 5 号)	別冊
議案第 161 号	平成 29 年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 162 号	平成 29 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	別冊
議案第 163 号	平成 29 年度五島市診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 164 号	平成 29 年度五島市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 165 号	平成 29 年度五島市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊

議案第157号

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年12月12日提出

五島市長 野口市太郎

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 五島市職員の給与に関する条例(平成16年五島市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第12条中「413, 800円」を「414, 300円」に改める。

第32条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の40」の次に「、12月に支給する場合には100分の45」を加える。

附則第14項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の1.275」の次に「、12月に支給する場合には100分の1.425」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係） 行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900

	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
再任用 職員以 外の職 員	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	

72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			
104		297,700	345,900			
105		297,900	346,400			
106		298,200	346,800			
107		298,600	347,200			
108		298,900	347,600			

	109		299,100	348,100				
	110		299,500	348,500				
	111		299,900	348,800				
	112		300,200	349,100				
	113		300,300	349,600				
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任用 職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第5条関係）医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級
		給料月額	給料月額
		円	円
	1	396,700	471,100
	2	399,600	473,400
	3	402,500	475,600
	4	405,300	477,900
	5	408,000	480,200
	6	410,700	482,400
	7	413,500	484,600
	8	416,200	486,800
	9	418,600	488,800
	10	421,300	490,900
	11	423,900	493,000
	12	426,600	495,100
	13	429,000	497,200
	14	431,500	499,300
	15	433,900	501,400
	16	436,400	503,500
	17	438,500	505,600

再任用職員以外の職員	18	440,900	507,600
	19	443,200	509,600
	20	445,600	511,600
	21	447,200	513,400
	22	449,600	515,200
	23	452,000	517,100
	24	454,300	519,000
	25	456,300	520,700
	26	458,600	522,500
	27	460,800	524,300
	28	463,100	526,100
	29	465,300	527,800
	30	467,600	529,600
	31	469,900	531,400
	32	472,100	533,200
	33	474,100	534,800
	34	476,200	536,600
	35	478,300	538,300
	36	480,400	540,100
	37	482,500	541,700
	38	484,300	543,300
	39	486,100	544,700
	40	487,900	546,300
	41	489,600	547,800
	42	491,400	549,200
	43	493,200	550,600
	44	495,000	551,900
	45	496,600	553,100
	46	498,300	554,100
	47	500,100	555,100
	48	501,900	556,100
	49	503,500	557,100
	50	504,800	558,000
	51	506,100	558,900
	52	507,400	559,800
	53	508,500	560,600
	54	509,800	561,500
	55	511,100	562,400
	56	512,400	563,300
	57	513,400	564,200
	58	514,200	565,100
	59	515,000	566,000
	60	515,800	566,700
	61	516,700	567,600
	62	517,500	568,500
	63	518,400	569,400
	64	519,200	570,300

	65	520,100	571,200
	66	521,000	
	67	521,700	
	68	522,600	
	69	523,500	
	70	524,300	
	71	525,200	
	72	526,100	
	73	526,900	
	74	527,800	
	75	528,700	
	76	529,400	
	77	530,200	
	78	531,100	
	79	532,000	
	80	532,900	
	81	533,700	
	82	534,600	
	83	535,500	
	84	536,400	
	85	537,200	
	86	538,100	
	87	539,000	
	88	539,900	
	89	540,700	
再任用職員		392,600	465,600

備考 この表は、診療所等に勤務する医師で市長が定める職員に適用する。

第2条 五島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「並びに附則第11項第3号及び第4号」を削り、「第31条」を「第31条第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「。附則第11項第3号において同じ。」を削る。

第32条第2項第1号中「及び附則第11項第4号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則第11項から第14項までを削り、附則第15項を附則第11項とし、附則第16項を附則第12項とする。

(五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年五島市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」を「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

別表第1中

372,000
420,000

を

373,000
421,000

に改める。

別表第2中

186,900
214,400
254,400
273,800

を

187,300
214,800
254,800
274,200

に改める。

第4条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「第29条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の162.5」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び附則第4項から第6項までの規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の五島市職員の給与に関する条例の規定に基づい

て支給された給与（五島市職員の給与に関する条例及び五島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成26年五島市条例第18号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第2項又は五島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年五島市条例第5号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給与を含む。）又は第3条の規定による改正前の五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第2項又は平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給与を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 4 五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年五島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

（五島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 5 五島市職員の育児休業等に関する条例（平成16年五島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

（五島市教育委員会事務局に勤務する指導主事の給与の特例に関する条例の一部改正）

- 6 五島市教育委員会事務局に勤務する指導主事の給与の特例に関する条例（平成19年五島市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第4項から第7項までを削る。

（提案理由）

一般職の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を考慮し、給料月額並びに初任給調整手当及び勤勉手当の額等について、一般職の国家公務員に準じて改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由で

ある。

議案第158号

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年12月12日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 五島市長及び副市長の給与に関する条例（平成16年五島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第5条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の五島市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部改正に伴い、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。こ

れが、この条例案を提出する理由である。

議案第159号

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について
五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年12月12日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
第1条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例（平成16年五島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）第7条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部改正に伴

い、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。